

## 北区中学校PTA総合補償制度のお知らせ

滝野川紅葉中学校PTAでは、PTA行事参加中の事故やけが・物を壊した時等の為保険に加入しています。パンフレットの一部を載せてありますので、ご覧ください。

団体で加入していますので、手続き窓口はPTAになっております。保険会社と個人的に対応はできませんので、事故・ケガ等発生しましたら、PTA役員もしくは学校へご連絡下さい。

### 契約内容概略

#### 1.PTA団体障害保険

被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中（※）に被ったケガについて保険金をお支払いします。



●PTA共催の運動会で転倒してケガをした。



●PTA活動として行った登下校の安全指導中にケガをした。



●PTA行事後、帰宅途中に車にはねられてケガをした。

（※）「PTA 行事参加中」とは次の間をいいます

- 1.被保険者の所属するPTAにおいてPTA行事に参加（集合から解散まで）している間
- 2.PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

#### 2.PTA賠償責任保険

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAに法律上の損害責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払します。

対人



●PTAの催しで会場設備の不備により来場者がケガをした。

対物



●PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。

保管物



●PTAの運動大会で使用するために借用したスポーツ用具をあやまって落とし破損させた。